運　営　規　程

医療法人社団　葵会

介護老人保健施設　葵の園・足利

介護老人保健施設「葵の園・足利」運営規程

第１章　事業の目的及び運営方針

（趣旨）

第１条　この運営規程は、医療法人社団「葵会」の開設する介護老人保険施設「葵の園・足利」（以下、「施設」という。）が介護保険法に基づく介護保険施設サービス、及び指定通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護、介護予防短期療養介護のサービスを提供するに当たり、「指定居住サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号）第８章及び第 10 章に定める規定並びに「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 40 号）「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の規定によるもののほか、運営に関する規定を定め、もって事業の適正運営を図るものとする。

（事業の目的）

第２条　加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要支援、経過的要介護状態等となり介護、機能訓練並びに看護及び医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険施設サービス、指定通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護のサービスを提供し、もって保険医療の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第３条　各サービス事業の運営方針は、次のとおりとする。

(1)　介護保険施設サービス

一　施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話を行なうことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることとともにその者の居宅における生活への復帰を目指すものとする。

二　入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。

三　明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、及び他の介護保険施設、保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(2)　指定通所リハビリテーション

利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

(3) 介護予防通所リハビリテーション

利用者が要支援１、２の状態になった場合においても、その人の生活・人生を尊重し、生活機能の維持・向上を積極的に図り、できる限り自立した生活を送れるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の自立支援を図るものとする。

(4) 指定短期入所療養介護

利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において､その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(5) 介護予防短期入所療養介護

利用者が要支援１、２の状態になった場合においても、その人の生活・人生を尊重し、生活機能の維持・向上を積極的に図り、できる限り自立した生活を送れるよう、介護、医学的管理の下における支援及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話を行うことにより療養生活の質の向上・自立支援及び利用者に家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

第２章　従業者の職種、員数及び職務の内容

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第４条　　各サービス事業の職員の職種､員数及び職務内容は､次のとおりとする。

職　種	介護保険施設ｻｰﾋﾞｽ 短期入所療養介護 介護予防短期 入所療養介護		通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ 介護予防通所 ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ		職　務	備考 (兼務等の状況)
	常　勤	非常勤	常　勤	非常勤		
管 理 者 (施設長)	人 1	人	人 1	人	施設､職員及び業務の管理	医師を兼務
医　師	(1)				利用者の健康管理	
薬 剤 師		0.3			薬の調剤	
看護職員	9 以上				利用者の看護	
介護職員	21 以上		4 以上		利用者の介護	
支援相談員	1 以上				利用家族の相談援助	入所と通所の兼務
理学療法士 作業療法士	1 以上		0.4 以上		機能回復訓練の実施	入所と通所の兼務
管　理 栄 養 士	1				利用者の栄養管理	
介護支援 専門員	1				ケアプラン策定	

調 理 員					入所者の食事調理	業務委託
事務職員	2				事務全般	
その他職員						
合　　計	37 以上	0.3 以上	5.4 以上			

［非常勤の員数は、常勤換算後の員数で記入］

第３章　利用定員

（定員）

第５条　各サービス事業の定員は、次のとおりとする。

(1)　介護老人保健施設　　８９名

（指定短期入所療養介護･介護予防短期入所療養介護含む）

(2)　通所リハビリテーション　　３０名

(介護予防通所リハビリテーション含む)

第４章　サービスの内容及び利用料その他の費用の額

（内容及び手続きの説明及び同意）

第６条　施設は、サービスの提供の開始に際して、利用申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、従事者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書（重要事項説明書等）を交付して十分な説明を行い、同意を得るものとする。

（サービスの内容）

第７条　各サービスの事業内容は、次のとおりとする。

(1)　介護保険施設サービス

一　医療･看護・介護の各サービス

二　入　　浴

三　機能訓練

四　食　　事

五　相談援助（入所者及び家族への助言援助）

六　レクリエーション、家族との交流

(2)　指定短期入所療養介護

前号に定めるサービス及び送迎サービス

(3)　介護予防短期入所療養介護

前号に定めるサービス及び送迎サービス（送迎が必要となる場合）

(4)　指定通所リハビリテーション

一　医療･看護・介護の各サービス

二　入　　浴

三　機能訓練

四　食　　事

五　相談援助（入所者及び家族への助言援助）

六　送迎サービス

（５）　介護予防通所リハビリテーション

前号に定めるサービス

（利用料その他の費用）

第８条　各サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の割合に準ずるものとする。

２．法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合に入所者から支払を受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3．前２項のほか、利用者が負担することが適当と認められる費用は別表１のとおりとする。

４．サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対してサービスの内容・費用について事前に文書で説明した上で、支払いの同意を得る旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（食事の提供）

第９条　食事の時間は、おおむね以下のとおりとする。

一　朝食　　午前　8 時 00 分から

二　昼食　　午後 12 時 00 分から

三　夕食　　午後 18 時 00 分から

第５章　営業日及び営業時間

（指定通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ・介護予防通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝの営業日及び営業時間）

第 10 条　指定通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ・介護予防通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営 業 日　月曜日から土曜日までとする。

ただし、12 月 31 日～1 月 3 日は除く。

（２）営業時間　午前９時 45 分から午後 4 時 00 分とする。（送迎時間除く）

ただし､利用者が希望し管理者が必要と認めた場合は､この限りではない。

第６章　送迎及び事業の実施地域

（通常の送迎の実施地域等）

第 11 条（介護予防）指定短期入所療養介護及び（介護予防）指定通所リハビリテーションにおける通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

栃木県（足利市・佐野市)、群馬県（太田市、館林市）を送迎地域とする。

第７章　サービス利用に当たっての留意事項

（日課の励行）

第 12 条　利用者は、施設の日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。

（外出・外泊）

第 13 条　利用者は、外出・外泊を希望する場合は、所定の手続きにより施設に届け出るものとする。

（衛生保持）

第 14 条　利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力するものとする。

（禁止行為）

第 15 条　利用者は、施設で次の行為をしてはならない。

一　宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。

二　けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑をかけること。

三　施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。

四　指定した場所以外で火気を用いること。

五　故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

（身体的拘束時の対応）

第 16 条　施設は、介護保健施設サービスの提供にあっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

※身体的拘束の手続きについて

緊急やむを得ない状況が発生し、「身体拘束」を行う場合は以下の手続きにより行います

① 第一に代替案を検討します。

② 実施にあたっては、必要最小限の方法，時間，期間，実施方法の適正，安全性，経過確認の方法について検討を行います。

③ 事前に速やかに施設長の判断を仰ぎます。

④ 事前に速やかに家族等に連絡を致します。

⑤ 事前に速やかに，施設長・事務長・看護師・支援相談員・介護士・家族等の参加する緊急カンファレンスを開催し，「身体拘束」の理由，治療及び対応方針を確認し，ケアプランを作成します。

⑥ 実施にあたっては，別紙の通り検討事項の内容，カンファレンスの内容等の記録を作成します。

（褥瘡対策等）

第 17 条　当施設は、入所者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

（非常災害対策）

第 18 条　施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

２．通報、消火、避難の各訓練については、年２回以上実施し、内１回以上は夜間又は夜間を想定した訓練を行うものとする。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第 19 条　当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設

は、入所者に対し必要な措置を行う。

２.施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

（虐待防止に関する事項）

第 20 条　当施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

（１）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について周知徹底を図る。

（２）虐待防止のための指針を整備する。

（３）虐待防止のための研修を定期的に実施する。

２　当施設は、サービス提供中に、当施設従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに通報するものとする。

（秘密保持）

第 21 条　施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規程に反した場合は、違約金を求めるものとする。

第８章　その他運営に関する重要事項

（苦情処理）

第 22 条　施設は、別に定める苦情解決に関する処理要綱により、相談窓口、処理体制、手順等、入所者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するものとする。

（協力病院）

第 23 条　協力病院は、次のとおりとする。

一　協力病院名　　医療法人　杏林会　今井病院
　　診 療 科 目　　内科、外科、消化器科、呼吸器科、循環器科、皮膚科
　　整形外科、神経内科他
　　所　在　地　　栃木県足利市田中町１００

二　協力病院名　　医療法人　足利中央病院
　　診 療 科 目　　一般内科、循環器内科、神経内科、消化器内科、皮膚科、整形外科
　　所　在　地　　栃木県足利市下渋垂４４７

三　協力病院名　　きが歯科医院
　　診 療 科 目　　歯科
　　所　在　地　　栃木県足利市常見町３－９－１１

四　協力病院名　　あいば歯科
　　診 療 科 目　　歯科
　　所　在　地　　群馬県館林市日向町１０４９－２

（会計の区分）
第 24 条　　各サービス事業の会計区分は、その事業ごとの会計区分とする。
（その他）
第 25 条　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団「葵会」と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　　則
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 26 年 6 月 1 日より改訂し施行する。
この規程は、平成 26 年 10 月 1 日より改訂し施行する。
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より改訂し施行する。
この規程は、平成 27 年 5 月 1 日より改訂し施行する。
この規程は、平成 28 年 10 月 1 日より改訂し施行する。
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より改訂し施行する。
この規程は、令和 3 年 8 月 1 日より改訂し施行する。
この規程は、令和 4 年 1 月 1 日より改訂し施行する。
この規程は、令和 5 年 4 月 1 日より改訂し施行する。
この規定は、令和 6 年 8 月 1 日より改訂し施行する。
この規定は、令和 8 年 8 月 1 日より改訂し施行する

別表１　サービス利用料及びその他費用（1/2）

介護老人保健施設　葵の園・足利

単位：　円/１日

	介護保健施設サービス	短期入所 療養介護	通所リハビリ テーション
食　　費	1.利用者負担第４段階　1,965 2.　同　上　第３段階①　680 同　上　第３段階②1,420 3.　同　上　第２段階　390 4.　同　上　第１段階　300	1.利用者負担第４段階　1,965 （内訳）朝食　495、昼食　735 （おやつ含む)夕食　735 2.利用者負担第３段階①1,030 同　上　第３段階②1,360 3.　同　上　第２段階　600 4.　同　上　第１段階　300	５００
居　住　費 （多床室）	1.利用者負担第４段階　670 2.　同上　第3･2段階　430 3.　同上　第　1段階　0	滞在費 左に同じ	
日用品費	２２０	２２０	１００
教養娯楽費	２２０	２２０	
文書作成料	３，３００		
おむつ代（税込）	(外泊時のみ) 紙オムツフラット　120 紙オムツパンツ　150 尿取りパット　70		紙ｵﾑﾂﾌﾗｯﾄ 120 紙ｵﾑﾂﾊﾟﾝﾂ 150 尿取りﾊﾟｯﾄ 70
理美容代	実費精算	実費精算	
電気代（税込）	６０	６０	
テレビレンタル代（税込）	１４０	１４０	

＊日用品費は、タオル、フェイスタオル、おしぼり、歯ブラシ、歯磨き粉、ボックスティッュペーパー等の代金をいう。

＊教養娯楽費は個別のレクリエーション、催し物等を行うに際してのクレヨン・紙その他の費用をいう。

＊その他利用者の希望に応じて、サービスを提供する場合は、その同意のもと積算を明らかにして実費相当の負担を求めるものとする。

別表１　サービス利用料及びその他費用（2/2）

介護老人保健施設　葵の園・足利

単位：　円/１日

	介護予防短期入所療養介護	介護予防通所 リハビリテーション	備　考
食　　費	1.利用者負担第４段階　1,965 （内訳）朝食　495、昼食　735 （おやつ含む）夕食　735 2.利用者負担第３段階①1,030 同　上　第３段階②1,360 3.　同　上　第２段階　600 4.　同　上　第１段階　300	５００	
滞　在　費 (多床室)	1.利用者負担第４段階　670 2.　同上　第3･2段階　430 3.　同上　第　１段階　0		
日用品費	２２０	１００	
教養娯楽費	２２０		
文書作成料	３，３００		
おむつ代（税込）	(外泊時のみ) 紙オムツフラット　120 紙オムツパンツ　150 尿取りパット　70	紙オムツフラット 120 紙オムツパン　150 尿取りパット　70	
理美容代	実費精算		
電気代（税込）	６０		
テレビレンタル代（税込）	１４０		

＊日用品費は、タオル、フェイスタオル、おしぼり、歯ブラシ、歯磨き粉、ボックスティッュペーパー等の代金をいう。

＊教養娯楽費は個別のレクリエーション、催し物等を行うに際してのクレヨン・紙その他の費用をいう。

＊その他利用者の希望に応じて、サービスを提供する場合は、その同意のもと積算を明らかにして実費相当の負担を求めるものとする。